

琴平町空家等対策協議会の概要について

1 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行に伴い、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、法第8条に規定する「協議会」を設置します。

2 根拠法令

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法
- ・琴平町空家等対策協議会設置要綱

3 協議事項

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。

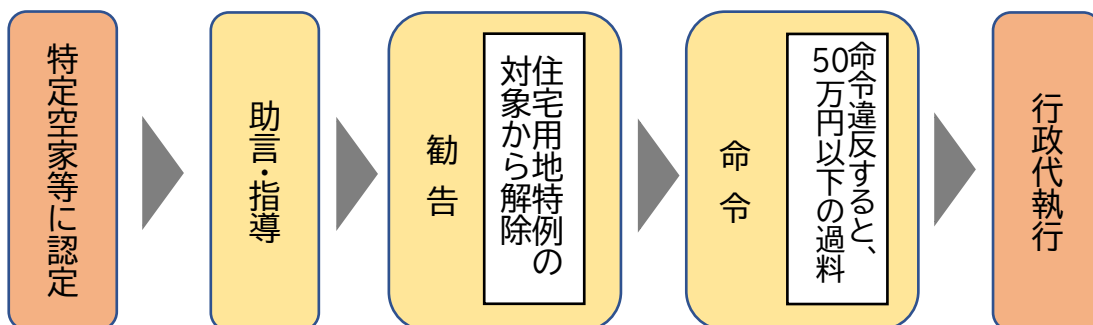
【空家等対策計画とは】

本町における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進していくため「空家化の予防」、「空家等の適切な管理及び利活用」、「管理不全な空家等の解消」、「関係団体との連携」などを記載した計画となります。※令和6年度改訂予定

【特定空家等とは】

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

※特定空家等に認定後は所有者等に対して下記の流れを取るようになる。



【参考】

◆空家等対策の推進に関する特別措置法 ※抜粋

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

第三条 (略)

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置(第二十二條第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3～4 (略)

(協議会)

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○琴平町空家等対策協議会設置要綱

平成 30 年 8 月 23 日
告示第 52 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とし、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、琴平町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (5) その他協議会において必要と認めること。

(組織)

第 4 条 協議会は、町長及び法第 7 条第 2 項に規定する者(町長を除く。)のうちから町長が委嘱する 7 人以内の委員をもって組織する。

2 協議会に会長を置き、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、地域整備課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 34 号抄）

(施行日)

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 1 日告示第 14 号）

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行し、令和 5 年 12 月 13 日から適用する。